

平成二十六年政令第二二三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令

内閣は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第五項第四号ロ、ハ及びニ、第十七条第二項第一号及び第二号、第二十六条、第二十七条並びに第三十七条、同法第二十七条において準用する学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十八条及び第十九条並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第二項第一号の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律）

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）
四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）
五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
六 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
八 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）
九 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

十二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
十三 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）
第十四 民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）

第二条 法第三条第五項第四号ハ及び第十七条第二項第二号の政令で定める労働に関する法律の規定は、次のとおりとする。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）
二 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）
三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和十一年法律第三十四号）
四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）
五 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）
六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）
七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）

第三条 法第三条第五項第四号ニの政令で定める使用人は、同条第一項又は第三項の規定を受け（幼保連携型認定子ども園について準用する学校保健安全法の規定の読替え）

第四条 法第二十六条の規定により幼保連携型認定子ども園におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 2 columns: 法律の規程の字句 (Legal provisions) and 読み替えられる字句 (Substituted words). Rows include Article 7 (School principal), Article 9 and 10 (Nursery director), Article 5 (School health and safety law), and Article 4 (Reading replacement).

Table with 2 columns: 法律の規程の字句 (Legal provisions) and 読み替えられる字句 (Substituted words). Rows include Article 7 (School principal), Article 9 and 10 (Nursery director), Article 5 (School health and safety law), and Article 4 (Reading replacement).

Table with 2 columns: 法律の規程の字句 (Legal provisions) and 読み替えられる字句 (Substituted words). Rows include Article 6 (School health and safety law), Article 13 (Communication), and Article 19 (Nursery director).

と、「学校」とあるのは「認定こども園法第二  
条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」  
と読み替えるものとする。

**第七条** 法第二十七条において準用する学校保健  
安全法第十九条の規定による出席停止の手續に  
ついては、学校保健安全法施行令第六条及び第  
七条の規定を準用する。この場合において、同  
令第六条第一項中「校長」とあるのは「就学前  
の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供  
の推進に関する法律（以下この条及び次条にお  
いて「認定こども園法」という。）第十四条第  
一項に規定する園長（次条において「園長」と  
いう。）と、「幼児、児童又は生徒（高等学校  
（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の  
高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）に  
あつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学  
生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは  
「認定こども園法第十四条第六項に規定する園  
児の保護者（認定こども園法第二条第十一項に  
規定する保護者をいう。）」と、同条第二項及び  
同令第七条中「文部科学省令」とあるのは「認  
定こども園法第三十六条第二項に規定する主務  
省令」と、同条中「校長」とあるのは「園長」  
と、「学校」とあるのは「認定こども園法第二  
条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」  
と読み替えるものとする。

**第八条** 幼保連携型認定こども園（園が設置する  
ものを除く。）が廃止されたときは、地方公共  
団体が設置する幼保連携型認定こども園につ  
いては当該幼保連携型認定こども園を設置して  
いた地方公共団体の長が、公立大学法人（地方  
独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第  
六十八条第一項に規定する公立大学法人をい  
う。以下この条において同じ。）が設置する幼  
保連携型認定こども園については当該幼保連  
携型認定こども園を設置していた公立大学法人  
の設立団体（同法第六条第三項に規定する設立  
団体をいう。）の長が、地方公共団体及び公立  
大学法人以外の者が設置する幼保連携型認定こ  
ども園については都道府県知事（地方自治法（昭  
和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の  
十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二  
条の二十二第一項の指定都市（以下この条にお  
いて「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼  
保連携型認定こども園については、当該指定都  
市等の長）が、法第三十六条第二項に規定する

主務省令で定めるところにより、それぞれ当該  
幼保連携型認定こども園に在籍し、又はこれを  
卒園した者の学習及び健康の状況を記録した書  
類を保存しなければならない。  
（こども家庭庁長官に委任されない権限）

**第九条** 法第三十七条第一項の政令で定める権限  
は、法第三条第二項及び第四項並びに第十條第  
一項並びに法第二十六条において準用する学校  
教育法第八十一条第一項に規定する権限とす  
る。

**附 則**

**（施行期日）**

1 この政令は、就学前の子どもに関する教育、  
保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一  
部を改正する法律（附則第三項において「一部  
改正法」という。）の施行の日から施行する。  
（法附則第二項の政令で定める日）

2 法附則第二項の政令で定める日は、令和七年  
三月三十一日とする。

3 一部改正法附則第四条第二項の規定により読  
み替えて適用する法第十七条第二項第一号の二  
の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関す  
る法律は、第一条各号に掲げる法律とする。

**附 則**

**（二号）**

この政令は、児童買春、児童ポルノに係る行  
為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一  
部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則**

**（平成二十七年八月二八日政令第三  
〇三号）**

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改  
革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日  
（平成二十七年九月一日）から施行する。

**附 則**

**（平成二十八年一月二四日政令第  
三五三号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この政令は、平成二十九年四月一日から  
施行する。

**附 則**

**（平成二十九年九月二二日政令第二  
四六号）**

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改  
革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日  
（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

**附 則**（平成二十九年一月二七日政令第  
二九〇号） 抄

**（施行期日）**

**第一条** この政令は、法の施行の日（平成三十年  
四月一日）から施行する。

**附 則**

**（平成三〇年九月二七日政令第二  
七三号）**

この政令は、地域の自主性及び自立性を高め  
るための改革の推進を図るための関係法律の整  
備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）  
附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から  
施行する。

**附 則**

**（令和五年三月二九日政令第八二  
号）**

この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（令和五年三月三〇日政令第一二  
六号） 抄

**（施行期日）**

**第一条** この政令は、令和五年四月一日から施行  
する。